

第2回産業競争力会議フォローアップ分科会（科学技術）

議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：2014年3月25日（火） 17:30～18:30
2. 場所：合同庁舎4号館共用第2特別会議室
3. 出席者：
甘利 明 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政担当）
西村 康稔 内閣府副大臣
小泉進次郎 内閣府大臣政務官

榑原 定征 東レ株式会社代表取締役 取締役会長
橋本 和仁 東京大学大学院工学系研究科教授

山本 一太 内閣府特命担当大臣（科学技術・イノベーション政策担当）
櫻田 義孝 文部科学副大臣
松島みどり 経済産業副大臣

（議事次第）

1. 開 会
 2. 日本再興戦略「科学技術イノベーションの推進」の進捗状況
 3. 「成長戦略進化のための今後の検討方針」への対応状況
 4. 閉 会
-

○冒頭

（甘利経済再生担当大臣）

御多忙のところ御参集いただき、感謝申し上げます。

本日の分科会では、科学技術イノベーションについて、日本再興戦略のフォローアップを行うとともに、年央の成長戦略の改訂に向けて、成長戦略進化のための今後の検討方針への対応状況について御議論いただく。

人口が減少し、少子高齢化が進む我が国が今後30年、50年と世界経済をリードする存在であり続けるためには、科学技術を振興し、常にイノベーションが日本から生まれるようにしなければならない。それが、私が考える成長戦略の核心部分である。

このために、成長戦略において科学技術の司令塔機能の強化などを推進してきたが、今国会に提出されている予算や法案等において適切に実現が図られているかフォローアップを行うこととしたい。

また、1月に産業競争力会議でまとめた今後の検討方針に基づいて、研究開発環境の再構築について検討を行い、研究成果の実用化を強力に推進するための施策の具体化を図っていただきたい。御出席の皆様の闊達な御議論をお願いしたい。

(赤石日本経済再生事務局次長)

本日は山本内閣府特命担当大臣、櫻田文部科学副大臣、松山経済産業副大臣のほか、科学技術担当の榊原主査、橋本議員に御出席いただいている。

まずは日本再興戦略の科学技術のイノベーションの推進の進捗状況について議論したい。最初に山本大臣から、知的財産関連も含めたイノベーション全体の進捗状況について御説明いただきたい。

(山本内閣府特命担当大臣)

それでは、まず最近の科学技術イノベーション政策の主な取組について御説明させていただきます。

資料1、1ページ目をご覧ください。安倍内閣ではこの1年間、我が国を世界で最もイノベーションに適した国へと変貌させるため、総合科学技術会議を司令塔として、科学技術イノベーション総合戦略を取りまとめるなど、科学技術イノベーション政策を強力に推進してきた。本日はその中でも日本再興戦略に盛り込まれた5つの主な取組の現在の進捗状況について御報告する。

2ページ、まず1つ目の柱である政府全体の科学技術関係予算の編成プロセスの改革についてだが、今回の平成26年度予算編成においては、総合科学技術会議が司令塔機能を最大限発揮して、関係府省の幹部職員からなる予算戦略会議を開催し、資源配分方針を策定するなど、関係府省の取組を主導してきた。これにより総合戦略を基軸として、予算と直結した年間PDCAサイクルの構築を進めてきているところ。

なお、平成26年度科学技術関係予算及びその中核となる科学技術振興費の総額については、3ページにあるように、前年度から増額して計上されている。また、資源配分方針に基づく重点化対象であるSIP、ImPACT、アクションプラン対象政策、イノベーション環境創出重点施策の予算が計上されている。

4ページ、革新的研究開発推進プログラム(ImPACT)は甘利大臣に大変応援をしていただき、榊原主査にもサポートしていただいた。本プログラムはハイリスク、ハイインパクトな研究開発を推進するため、プロデューサーの役割を担うプログラムマネージャーに大胆な権限を付与するという新しい仕組みであり、安倍内閣のイノベーション政策の看板政策と位置付けられている。橋本先生始め、総

合科学技術会議の民間議員の方々とも力を合わせて何とか創設にこぎつけたものである。

5 ページにスケジュールを示しているが、これまで平成 25 年度補正予算における 550 億円の計上、基金設置のための法改正、総合科学技術会議におけるテーマの設定と基本的な運用ルールの策定を進めてきた。現在、プログラマネージャーの公募を行っている段階で、今後プログラマネージャーの選考を行い、6 月に総合科学技術会議で決定する予定となっている。

3 つ目、6 ページにある戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）だが、これは総合科学技術会議が司令塔機能を発揮し、自ら重点的に予算を配分するプログラムであり、①府省や分野の枠を超えた横断型であること。②基礎研究から出口（実用化・事業化）までを見据え、規制制度改革や特区制度の活用等も視野に入れて推進すること。③プログラムディレクターを選定し、強力なマネジメント権限を付与することなどがその特徴となっている。

これに伴い、平成 26 年度予算として関係省庁の協力を得て、内閣府に科学技術イノベーション創造推進費を 500 億円計上させていただいた。現在、総合科学技術会議が特定した 10 の対象課題候補について、プログラムディレクターとなる方々を人選し、研究開発計画の具体化を進め、事前評価を行っているところ。

4 つ目に、7 ページの内閣府設置法の一部を改正する法律案についてである。この法律案は予算関連法案として 2 月 7 日に閣議決定の上、国会に提出され、現在、委員会で御審議をいただいているところ。具体的には今回の法改正により、イノベーションに関する企画立案、総合調整及び調査審議に関する事務を内閣府及び総合科学技術会議に追加するとともに、総合科学技術会議の名称を総合科学技術・イノベーション会議に変更する等の改正を行う。また、内閣府の所掌事務に SIP を実施するための法的な根拠となる科学技術イノベーション施策の推進事務を追加し、科学技術イノベーション政策の推進機能を抜本的に強化する。

最後に 8 ページ目の研究開発法人改革についてだが、本件は、昨年来、総合科学技術会議でも精力的に議論を行い、政府の方針が閣議決定された。具体的には、独立行政法人通則法の改正により、国立研究開発法人（仮称）という新たな独法の類型を創設するとともに、その中からイノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことが期待されるものについて、特定国立研究開発法人（仮称）として位置づけ、目標、評価等に関し総合科学技術会議、主務大臣の強い関与、業務運営上の特別の措置等を講じることとなる。

現在、法案化の作業を急いで行っているが、3 月 12 日の総合科学技術会議では、制度の創設に当たって定めた考え方に基づき、理化学研究所及び産業技術総合研究所の 2 法人を特定国立研究開発法人（仮称）の対象法人候補として決定した。ただし、最終的な決定はあくまで閣議決定で行うことになっている。

以上、最近の主な 5 つの取組の進捗状況について説明した。今後とも産業競争

力会議と連携を密にしながら、総合科学技術会議を司令塔として科学技術イノベーション政策を強力に推進してまいりたい。

続けて資料2に基づき、最近の知的財産政策の取組状況について御報告申し上げたい。

職務発明については昨年10月、私が主催するイノベーション推進のための知財政策に関する検討ワーキングチームで、各界の著名な有識者の意見を聞きつつ、3回の議論を経て見直しの3つのポイントをお示しした。

1つ目は、客観的なデータ収集とこれに基づく検討が必要だということであり、特許庁において、研究者と企業を対象とした大規模なアンケート調査を実施していただいた。

2つ目は、産業界が発明者のインセンティブ向上のための対策を講じることが必要だということであり、これについては2月18日に、経団連から産業界として発明者の貢献に対する評価と処遇を適切に講じる旨の声明を出していただいた。

3つ目は、企業・大学の研究者の立場の違いに配慮した柔軟な制度設計が必要だということであり、これについては、特許庁が昨年7月から立ち上げていた検討会で、スーパー研究者への配慮等が重要な視点として認識され、議論が深まったところ。以上のように、重要な3つのポイントは全て望ましい方向で対応されつつあると考えている。

経済産業省の産業構造審議会における議論も昨日から開始され、今年の夏を目途に結論を得る方針であると聞いているが、これは平成26年度中に結論を得るとの既定のスケジュールを前倒しするものであり、産業競争力の強化に結びつく制度を実現するためにスピーディーに取組を進めていきたいと考えている。

アンケート調査結果の一部を御紹介したい。まず、法人帰属化についての研究者側の受けとめとして、肯定的意見が43.2%、否定的意見が36.6%となり、肯定的意見が上回った。

また、発明報奨の在り方についても、各企業の自由に委ねるべきという回答が48%で、法的に義務付けるべきとの回答の39.4%を上回っている。企業側が現行制度に大きな負担を感じている割には、研究者側では発明報奨金をその負担に見合うほどには重視していないという印象も受けている。産業構造審議会における今後の議論では、ぜひこうした客観的資料に基づいて議論を深めていただきたい。

続けて、営業秘密の保護強化については、先日、東芝の技術情報漏えい事件が大きく報道されたところだが、国際競争力強化の観点から非常に重要かつ喫緊の課題である。現在、関係省庁や産業界の取組を後押しするため、知財本部の検証評価企画委員会のもとに営業秘密保護を議論するタスクフォースを設置し、検討を開始した。営業秘密タスクフォースにおいては、営業秘密保護の実効性を図るため、社内の管理体制強化など民側の対応、法整備を含む制度面での官側の対応、そして官民フォーラムの設置により、情報共有や連携を図る等の官民の取組が重

要であるとの認識からさまざまな御意見をいただいているところ。

私としてはこうした官民二人三脚の取組を知財本部がイニシアチブをとって関係省庁、産業界の取組を後押しし、スピード感を持って対策づくりに取り組んでいきたいと考えている。

(榊原主査)

まず全般についてであるが、昨年来の産業競争力会議の場で、総合科学技術会議の司令塔機能の抜本的強化が大きな課題として取り上げられ、これを受けて科学技術イノベーション政策については極めて大きな進展があったと受けとめている。今まで動かなかった大きな山が動き出したという実感を持っている。甘利大臣、山本大臣始め、関係閣僚の皆様方、総合科学技術会議の議員、各省庁、事務局の皆様方の精力的な御活動と御努力に対して、心から敬意を表したい。

各論についていくつか質問と指摘をさせていただきたい。

1つ目だが、政府全体の科学技術予算の戦略的策定については、昨年来、山本大臣の強いイニシアチブで新設されたいわゆる予算戦略会議で、関係省庁間の調整及び重点施策の絞り込みが大きく改善したと考えている。この概算要求の際の調整が最終的な政府予算にどのように反映されているのか、また、次の予算要求に向けてどのような改善策を検討しておられるのかということについて、お伺いしたい。

2つ目、SIPについてだが、SIPは省庁縦割りを打破する、省庁連携体制を構築するということが要であるが、そのためにはプログラムディレクター（PD）に十分な責任や権限を持たせるとともに、このPDのサポート体制を充実させることが極めて重要であると考えている。

先程御説明があったとおり、産学からトップクラスの方々をPDに選抜していただいているが、このPDと各省の連携体制、特に各省縦割を廃するためどのような工夫がなされているのか。それから、先程申し上げたとおりPDのサポート体制の充実は非常に重要であると考えているが、そのサポート体制はどのようなになっているか、お伺いしたい。

3つ目、ImPACTについてだが、ImPACTは本当に皆様の御努力で実現するということが非常にうれしく思っているが、これについてはプログラスマネージャー（PM）の資質や構想力、リーダーシップの有無が、プロジェクトの成否を決めるほど極めて重要なファクターであると考えている。このPMの公募状況について、先程スケジュールの御説明があったが、現状についてお聞かせいただきたい。

もう一点、今までのFIRSTは今年度で終了するが、FIRSTの運営から得られた経験やノウハウが、どのような形でImPACTに反映されているのかということについてもお伺いしたい。

司令塔機能強化のための内閣府設置法の改正については、私が総合科学会議の

議員時代から主張していたことでもあり、今般このような形で実現に至るということで感慨もひとしおだが、これについても甘利大臣、山本大臣はじめ、関係の皆様方に改めて感謝申し上げたい。この内閣府設置法の法改正の検討の状況、国会審議での現状と今後のスケジュールについてお伺いしたい。

また、知財戦略の取組状況についての質問だが、1つ目は職務発明制度の見直しについてである。これも先程山本大臣から御説明があったとおり、山本大臣の強いイニシアチブで、大臣直轄のイノベーション推進のための知財政策検討ワーキンググループが設置されて、鋭意検討を進めていただいている。このワーキンググループの議論を経て、大臣の所感という形で、産業界が発明者のインセンティブ確保に取り組むことを前提として、制度改正が可能といった御意見をいただいている。

これを受けて、先程御紹介があったとおり、今年2月に経団連が、法人帰属となったとしても優秀な人材を確保してモチベーションを維持、向上させていくための措置は継続するといった声明を出している。この職務発明制度の具体的な見直しの方向、先程スケジュールについても平成26年中の既定スケジュールを前倒しするという大変力強いお話があったが、今後の検討スケジュールについてもお伺いしたい。

最後は営業機密の保護についてだが、経団連では現行の不正競争防止法から営業機密又は技術情報に関する規定を切り出して、これらを保護する目的に特化した新法の策定、又は経済産業省が策定している営業秘密管理指針の改定、そして官民フォーラムの創設などを提案している。先程山本大臣からも、現在、知的財産戦略本部のもとで営業機密保護に関するタスクフォースを設置して、議論を行っているといった御説明があったが、具体的なこの改善の方向、スケジュールについても併せてお伺いをしたい。

(橋本議員)

私は、山本大臣の下で総合科学技術会議の議員をさせていただいているので、特に質問はないが、コメントだけ申し上げさせていただく。私は研究現場にいますが、SIP、ImPACTとも非常にアカデミアの注目を浴びており、特に私が予想した以上にレベルの高い研究者が、ImPACTに対してPMとして自分は今度はやってみたいということを行っている。私の周りだけでも、この人はすごいなと思うような人が何人もそのようなことを言っており、大変期待している。

もう一点、知財の話だが、大臣の御説明にあったように国際競争力強化に資するという観点から見直していただくということで、大変ありがたいと思っている。

これは質問というよりお願いなのだが、研究者の国際的な獲得競争が起きている。ピンポイントで個人にダイレクトに連絡が来るので、大学でもそういう情報を持っておらず、あまり表に出てこないが、すごいなと思う人にはほとんど声が

かかっていると思って間違いがないぐらいの状況になっている。中国やシンガポール、韓国、アメリカあるいはドイツというところからピンポイントで連絡が来る。彼らはもちろんそういうことを公には言わず、親しい友人の間柄で言うだけだが、そういうことが現実にも今、起きているので、そういう意味でスーパー研究者に活躍してもらおうという視点も、ぜひともしっかりと入れておいていただきたい。

(山本内閣府特命担当大臣)

大きな方向性だけ答えさせていただいて、数字の部分は必要であれば事務方からフォローさせたい。

まず、榊原主査から、総合科学技術会議が予算戦略会議をつくって政策決定プロセス、特に予算を決めていく上でどういう影響力を発揮してきたのか、どこが変わったのかとの御質問があったが、一言で言うと2つだと思っている。

1つはわかりやすく言うと、「通常国会」から「通年国会」になったということ。今までは予算の概算要求が大体済む夏ぐらいまでずっと総合科学技術会議が各省を呼んでヒアリングをやって、いろいろ連携をしながら予算をつくっていたが、今は9月以降もずっとそのまま1年中連携をして次のタマを探して協議をすることになったので、そこはまず1つ大きく変わったと思う。

それから、今までは予算のアクションプランをつくる上で総合科学技術会議と各省が単独に協議をしていたが、今は20人、30人の各省の課長クラスが集まって、全体で協議するようになった。その中でブレインストーミングしているので、各省がどういう部分でプロジェクトが重なっているのか、どうやったら連携をしていけるのかということがはっきりわかるようになり、そういう意味ではかなり進化したと思うし、アクションプランが予算編成のプロセスに与える影響は大きくなったと思う。

また、どう改善していくのかという点については、究極的には、いかに財政局に影響を与えられるかということだと思う。そこはなかなか難しいが、甘利大臣等々のお知恵も借りながら、アメリカの大統領補佐官の科学技術担当顧問ではないが、やはり科学技術政策について何らかの形で財政局と調整するメカニズムをつくっていくべきなのではないか。その工夫をみんなできていると考えている。

SIPのPDへのサポートの体制ということだが、榊原主査が心配されているように省庁縦割を打破するということだとすると、PDをいかに事務局がサポートできるかということが鍵だと思っており、それぞれ担当を決めてつかせている。なおかつ、PDに対する評価だけではなくて、PDに就いた担当も評価をするという仕組みにして、きちんとインセンティブを高めていきたい。

ImPACTについては、3月初めに公募を開始し、あちこちでセミナーを行ったり

しているが、まだ十二分に ImPACT のことが伝わっていない部分もある。ぼちぼち応募が出てきており、恐らく今月末の締切間際一気に出てくると思うが、もう少し候補を厚くしていきたい。

FIRST の経験が ImPACT の実施体制にどのように生かされているかということだが、きちんと管理する組織を決めたという FIRST のやり方は、今回 JST がきちんと PM を管理するというやり方に引き継がれている。FIRST は素晴らしい研究成果を生んだが、研究者に予算をつけるという発想だったのに対し、今回はプロデューサーにつける。プレイングマネージャーの中にはいるかもしれないが、基本的にプロデューサーを見つけるというところが非常に新しいのではないかと思っている。

内閣府設置法の改正については、明日衆議院の内閣委員会にかかる。できるだけ速やかに国会でご審議いただきたいと考えている。

知財の職務発明制度の見直しについては、前倒しをし、できれば今年 6 月か 7 月にはきちんと結論を出して法案としてまとめていただくよう、今までにない大規模なアンケートを行って経産省の背中を少し押させていただいた。かなりきちんと動いていただいたと思っている。

営業秘密の保護だが、新法の検討は抑止力としてあると思うが、一つ一つの条項は精査して、よくメリット、デメリットを見ていかなければいけないと思う。

管理指針の改定は、今すぐにでもできることなので、これは我々も背中を押して、できるだけ早くやってもらいたいと思っている。官民フォーラムも立ち上げるべきだと思っており、営業秘密のタスクフォースである程度議論をまとめて、これから検証評価委員会に持っていくのだが、このタスクフォースの結論も経産省や法務省に伝えたいと思っており、できる限り精力的に取り組んでいきたい。

最後に、橋本議員からご指摘のあった、スーパー研究者に対する配慮だが、職務発明制度について言うと、職務発明制度のワーキンググループでスーパー研究者も呼んでお話も聞いたので、これもきちんと柔軟な形を考えなければいけないと思っている。

それから、スーパー研究者がピンポイントでリクルートされている話に関して、国立特定研究開発法人では、給料のシーリングを柔軟にして、スーパー研究者がきちんと定着するようになるというのも、新しい制度の 1 つのポイントではないかと思う。総合科学技術会議ではそういうところをしっかりと頭に置きながら進めていければと思う。

(倉持内閣府政策統括官)

資料 1 の 3 ページにあるように、アクションプランで誘導した予算は平成 26 年度当初予算で約 2,500 億円である。アクションプランで誘導しているのはいわゆる課題解決型で、先程大臣からも御説明があったように、従来は各省別に調整し

ていたのを、昨年から課題ごとに関係各省が一堂に会していろいろ議論をして、工程表をシェアするというやり方で具体的にその調整の中身も進んだと思う。財政当局とも頻りにやりとりをしており、こうしたやり方については基本的に評価を頂いている。

ただ、科学技術予算全体の中には、いわゆる課題解決型でない部分もまだまだたくさんあり、そういったところにこれから総合科学技術会議としてどう関わったらいのかというのは、引き続き検討事項だと認識している。

SIP については、山本大臣から御説明申し上げたように、内閣府の中でもそれぞれのテーマごとに担当参事官あるいは担当係官を複数名貼り付けている。また、大学あるいは産業界からも極めて優れた方を送っていただき、そういった方が政策調査員のような形できちんと関与していただけるような体制をつくっている。

しかし、ポイントはやはり関係各省に本気でやってもらうということであり、内閣府の人間がコアになって、ガバニングボードのもとにそれぞれのテーマで推進会議を開いて、関係府省の課長にも入っていただいて、そこはきっちり問題意識を共有して進める。これだけ推していただいてつくらせていただいたプログラムなので、皆様から常に見られているという意識でしっかりと成果につなげていく。

ImPACT の PM の公募については、今月末で概算書類の提出を締め切る予定で、今までも全国で説明会等もしている。その後、もう少し詳細な書類を提出していただいて審査を進めていく。そんな2段階の段取りで考えている。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

次に、成長戦略進化のための検討方針への対応状況について議論したい。橋本議員に資料を用意していただいているので、まず橋本議員から説明をお願いします。

(橋本議員)

昨年12月17日の総合科学技術会議の本会議において、安倍総理から多様な人材のチャレンジが可能なイノベーションの連鎖を起こす環境整備を考えてほしいという指示を受けた。私は研究現場にいる人間で、産学連携もやっており、現場的視点からこのイノベーション創出のための研究環境再構築に何が重要なのかということ、3つのポイントにまとめて問題提起させていただきたい。資料3に沿って説明する。

大学や公的研究機関において生み出される革新的な技術シーズの創出力を強化し、民間企業による迅速な事業化につなげていく「橋渡し」を進めるためには、これら三者、すなわち大学と公的研究機関と民間企業だが、この三者間で知識と人材が大きく循環するシステムが必要で、これが我が国は残念ながら欠けている。そういう大きな流れをつくるシステムの構築が重要である。そのため、フラウン

フォーファー、マックスプランク、ヘルムホルツ等、これはいずれもドイツのシステムであり、これが大変よいと私は思っているのだが、それ以外の海外の例も参考にしながら、日本の現在の立ち位置を踏まえた周到な国際戦略のもとで、産学官連携に係る仕組みと人材育成活用の抜本的な強化を目指して考える必要があるのではないか。その中で3つ。

1 番目は、研究開発法人を核とした産学連携プラットフォームの話。

2 番目は、ファンディング機関の機能強化。

3 番目は、技術シーズの創出力。この3点である。

まず、研究開発法人を核とした産学連携プラットフォームであるが、大学や公的研究機関における優れた研究成果を迅速に実用化させるため、「橋渡し」について高い能力を有する研究開発法人を中核的アリーナとして、産学官によるコンソーシアムを形成することにより、大学の研究者や産業界の研究者を集結させて、いわゆる持ち帰り研究からの転換を行うべきである。

これは何を言っているかということ、研究環境としては研究開発法人が圧倒的に優れていると私は思っているので、大学の優秀な研究者も、あるいは学生も大学院生も含めて研究は研究開発法人で行う。企業の方も持ち帰り研究ではなくて、研究開発法人でやる。三者が一体になってやる。そのためにいろいろな法律上の問題、制度上の問題があるが、そういうものを打ち破って三者でやるということ。

どうやるかということ、優れた研究者には、今はクロスアポイントメント方式というものが導入されつつあるので、それにより大学教授と公的研究機関研究者の両方を兼ねるようにする。これは大学教授が公的研究機関の研究者を兼ねるとした場合と、公的研究機関の優秀な人が大学教授を兼ねる場合の両方がある。また、大学院生やポスドクを積極的に研究開発法人での研究に参加させ、そこで産業界と一緒にやる。

そのとき重要なこととして、研究業績の評価は今までは基本的には学術的な論文で行われているが、イノベーション創出に必要なセンスや経験を持った研究者が積極的に評価されるためには、論文だけではなくて、国際特許や民間資金による共同研究実績、こういうものを研究者の評価ポイントとするような制度をつくるべきである。

その次に書いているのは、高い資質を持つ産学官のあらゆる世代の人材の再活性化を促すということ。現在、産業界にいる優秀な人をこの産学連携プラットフォームに集める、あるいはそこから産業界に今いる研究者が博士号をとることができる。そのような制度を導入することによって、業界の人材の資質向上にもなるだろう。実際にその制度を考える上においては、先程申し上げたドイツのシステムは1つ非常によい参考事例になると思うので、それぞれの役割をしっかりとつくっていったらよい。

2 番目は、研究マネジメント人材の育成によるファンディング機関の機能強化

ということ。これまでのファンディング機関は、失礼な言い方をするが、ややもすれば予算別に分かれたロジ回しの専門家養成のような部分があったが、それよりは研究分野に係る専門的な知見を持って、研究成果の管理及び移転を行うノウハウ、スキルを持った専門家を育成すべき。

具体的には、産業分野及び学術分野の両者から情報収集を行うリサーチャー、研究者と管理部門の間をつなぐリサーチ・アドミニストレーター、さらに今、ImPACTで議論されているようなプログラムを自ら提案して、チームを自ら編成してプロジェクトを遂行するプログラムマネージャー、こういうものをつくるためのプラットフォームをつくる。それをファンディング機関に持たせたらいいのではないか。

上記3種類の人材を育成するためには、人材スペックを明確にして育成プランを作成するとともに、当該法人内部のみならず、大学や研究開発法人、民間企業、関係府省などの外部のポストを多角的に経験するといったキャリアパスの形成を支援すべき。これにより大学や研究開発法人等のマネジメントの強化、適材適所の人材配置による合理的な運営も期待できる。

ファンディング機関は、これら研究開発人材の強化を行った上で、公的研究機関を核とした「橋渡し」を支援するのみならず、中小企業・中堅企業、ベンチャー企業を「橋渡し」として参画させることや、大学・公的研究機関と民間企業が産学共同研究プロジェクトを介して直接「橋渡し」を行うことを拡大すべきである。

さらに、新たに創出される技術に関する知財戦略、法制度、リスクマネーの管理などに対応できる人材の配置といったものもこういうところできり上げながら、プロジェクトに配置していくことも大変重要。

最後に、技術シーズ創出力の強化だが、論文数が減少しているなど、我が国の技術シーズ創出力の低下が残念ながら見られる。創造的な研究を振興し、多様な技術シーズ創出力の強化を図るため、競争的資金制度をより一層活用して、若手研究者や女性研究者等の多様な個人の能力を積極的に引き出すとともに、豊富な実績を持つ研究者が集う研究拠点をベースとした組織的な研究活動を支援すべき。すなわち、競争的資金制度を抜本的な改革も含めて検討してはどうか。

我が国の研究資源を総動員して、イノベーションの芽を生み出していくためには、高い潜在可能性を持つものの、埋もれてしまっている技術シーズを掘り起し、引き伸ばしていくことが必要。このため、基礎的な研究資金の配分を、高い潜在力を持つ優秀な研究者のより多種多様な研究テーマにチャンスを与えるよう変えていくべき。基礎的なところについては、多種多様な研究テーマにチャンスを与えていくように変えるべき。

このため、技術シーズ創出に関わる資金全体にわたる見直し・改善を行い、国内外を問わず、優秀な研究者における多種多様な独創的研究を支援・活性化し、

それを基盤として、イノベーションに向けた研究拠点ベースの研究開発の加速化や、あらゆる世代の研究者チームによる世界水準の卓越した研究を推進して、これらのイノベーションや研究成果、研究人材がさらに次の独創的研究を刺激するといった「卓越知を基盤としたイノベーション循環」の確立が重要ということで、3番目は競争的資金制度をそれに合わせた形に持っていくということである。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

それでは、関係府省における対応状況について山本内閣府特命担当大臣、櫻田文部科学副大臣、松島経済産業副大臣に御説明をお願いしたい。

(山本内閣府特命担当大臣)

それでは、資料4をご覧ください。

1ページ、総合科学技術会議では、昨年6月に科学技術イノベーション政策の骨太方針である科学技術イノベーション総合戦略を策定した。これを基軸として、予算と直結した年間のPDCAサイクルの構築を目指し、この1年間は科学技術予算の資源配分方針、アクションプラン策定等を行ってきた。そして、本年5月を目途にPDCAの最後のA、アクションの段階として総合戦略の改定を行うこととし、その成果は骨太方針や日本再興戦略の改訂に反映させていきたいと考えている。特に、その中でも将来の持続的発展のブレークスルーとしての科学技術イノベーションの役割を最重視し、そのための科学技術イノベーション創出環境の整備について検討を重ねてきている。

2ページ、世界で最もイノベーションに適した国づくりに向けて、研究開発環境を人、資金、仕組みの各面において、オールジャパンの視点から全体最適を実現するイノベーション・エコシステムへと改革することを目指し、これを本年の総合戦略改定に反映させていきたいと考えている。

このページの下半分にあるのは、昨年12月の総合科学技術会議で提出された有識者議員ペーパーの概要だが、イノベーション・エコシステムの改革に向けて、3つの視点、優先課題が示されており、これを踏まえて検討を進めているところ。安倍総理から総合科学技術会議に対して、対応パッケージを政府一体となっけり取りまとめ、総合戦略改定に盛り込むように指示を受けており、産業競争力会議としっかり連携をしながら検討作業を進めていきたい。

(櫻田文部科学副大臣)

本日は成長戦略進化のための今後の検討方針を踏まえた文部科学省における検討状況について説明させていただく。

我が国の成長にとって科学技術イノベーションは、重要なエンジンの1つであることは論を待たず、その成果の実用化を果たしていくことは我が国の飛躍への

近道である。そのような観点から、資料5-1にあるとおり、科学技術振興の中核を担っている文部科学省として、イノベーション創出の基盤となる人材育成や基礎研究の推進、成果の実用化、産業化していくためのベンチャー支援、優秀な外国人研究者の獲得や、我が国のブランドイメージを確立していくための海外への日本の魅力の発信等の幅広い施策を一体的に展開しており、引き続き研究成果の事業化、イノベーションの創出に向けた中心的役割を担っていく。本日は時間の関係もあるので、その中から2点紹介させていただく。

まず左の枠をご覧ください。産学連携は古くて新しい課題であり、様々な取組が進められているが、大学と産業界との間には深い溝があり、十分に機能しておらず、まだまだ道半ばといった情勢ではないかと思っている。一方で現在、昨年末の閣議決定を踏まえ、新たな研究開発法人制度の創設に向けた議論が行われている。文部科学省として今回の改革を看板のかけかえに終わらせることなく、研究開発法人の実質的な改革につなげていきたいと考えている。

具体的には、これまで研究開発法人は、国家プロジェクトの研究開発を担い、各界の力を結集したプロジェクトを推進してきたが、それだけでなく、研究開発法人を大学と産業界の間に位置付け、知識が産学官の3つのセクターを行き来するような体制を構築していきたいと考えている。その実現に向け、大学改革の進捗を踏まえ、年俸制や能力に見合った処遇が可能となったことなどを活用し、大学や産業界の研究者を研究開発法人に入れ、一つ屋根の下で研究開発を行う体制を構築していく。つまり、研究開発法人が大学と産業界とをつなぐかけ橋の役割を担い、両者の距離を縮めて研究成果の実用化、産業化、イノベーションの創出、日本のコア・コンピテンシーの確立・充実につなげていきたいと考えている。

次に、左下の枠の基礎研究の充実について御説明をさせていただく。成熟社会における我が国に持続的発展をもたらすイノベーションは、多様で深い学理の研究に基づく必要があることに異論はないかと思う。そのため、全ての分野の学術研究を支えるとともに、イノベーションのシーズマネーである科研費については、若手、女性、外国人など多様な研究者による国際共同研究も含めた質の高い研究を加速させるべく、その在り方を抜本的に見直すべく検討を進めていく。また、科研費の成果を他の競争的資金等で十分に活用するため、成果やアイデアの活用、展開を促進するとともに、科研費の成果を最大限把握、活用するためのデータベースの構築等の改善を行うこととしている。

なお、資料5-2として各施策にかかわる説明資料を配付しているので、必要に応じて御参照願いたい。

(松島経済産業副大臣)

資料6をご覧ください。一番大事なのが2ページ目である。一番左側の大学・基礎研究機関の行う基礎研究と、一番右の企業の事業化をどういう形で結び

つけていくか。その橋渡しについての3つのパターンを挙げている。

1つ目はドイツのパターン。つまり国の公的研究機関の関与が非常に強いパターンで、先ほど橋本議員からもお話があったかと思う。

2つ目の米国のパターンの場合は、この橋渡し役としてベンチャー企業という存在がある。

3つ目がこれまでの日本のパターンであり、NEDO などがお金を出す形で大学、基礎研究機関と企業を結びつける。

私どもは1月から産業構造審議会の研究開発評価小委員会を月1回のペースで開催しているが、その中で企業側の委員のお話も含めた上での考えとして、これからの日本はドイツ型に近い形を指向する必要があると考えている。なぜなら、現在、日本の企業は、長期的な研究開発をする余力がだんだんとなくなっており、事業化に近い短期的な製品開発ところしかできない状況に置かれている企業が多いからである。だからこそ日本はドイツ方式にして、つなぎ目役をしっかりと公的研究機関がやっつけていかなければいけない。国の関与を強めるべきであるという意見が多く出されており、その方向で収れんしていくのではないかと考えている。

先程産業総合研究所は、新しい制度である特定国立研究開発法人候補の法人にも挙げていただいたが、そういった産業総合研究所などの公的研究機関を橋渡し役として、今まで以上に活用すべきだと考えている次第である。

(榊原主査)

最初に橋本議員から御提案があった、イノベーション創出のための研究開発環境の再構築についてコメントを申し上げたい。

先週だが、たまたま経団連の産業技術委員会の産学連携部会がヨーロッパにミッションを派遣して、ドイツ、ベルギー、フランスのフラウンフォーファー、マックスプランクといった研究機関の視察をした。

本日、橋本議員から提案されたドイツのフラウンフォーファーなどを参考に、研究開発法人を核とした産学連携プラットフォームを構築するという御提案には強く賛同したい。優れた研究者には大学教授と公的研究機関のグループリーダーの両方を兼任させる。そして国内外の優秀な若手研究者を公的研究機関に集結させる。こういった形で高い能力を有する研究開発法人を中核的アリーナとして、産学官による強力なコンソーシアムを形成する。この形は先ほど松島副大臣からもあったが、ドイツの例も見ても大学や公的研究機関の優れた研究成果の迅速な実用化に対して、大いに資するものと考え。ドイツ方式を模して研究開発環境の再構築を図るという方向が適切かと思う。

それから、橋本議員のペーパーの3番目のポイントで、技術シーズ創出力の強化についてだが、これは全体として私は賛成である。ただ、イノベーション創出に向けて多額の資金を投入するプログラムでは、配分方法の見直し改善が必要で

あろうと考える。FIRST の事例にもあるように、多額の資金を投入するプログラムでは、産業界を含めて市場を熟知した外部の目を十分に取り入れて、研究開発の成果が実用的につながるよう改善していくべきであろうと考えている。

3点目だが、先程山本大臣、櫻田文部科学副大臣から御説明があった新たな研究開発法人制度の創設について、一言申し上げたい。

この新たな研究開発法人制度では、いわゆる別法で国家戦略の観点から世界と競う研究開発の推進あるいは目標や評価、業務運営への主務大臣、総合科学技術会議の強い関与が定められるということで、これは大きな前進であると考えている。

しかし、一方ではこの新たな特定国立研究開発法人も、全体としては既存の独法通則法のルールの中で別法により一部に特例が認められるだけのようにも見える。昨年から課題とされてきた研究開発法人の機能強化に向けた制度運用、特に運用改善のあり方についてどのような取組がなされているのか。その状況、今後のスケジュールについてお伺いしたい。

(橋本議員)

今、各省から御説明をいただいて、大きな方向性としてかなりベクトルが一致していると感じた。私はこの産業競争力会議と総合科学技術会議をしっかりとつなぐようにという甘利大臣からの指示を受けている。ぜひとも今日の議論を元に、しっかり産業競争力会議と総合科学技術会議をつないだ形で議論を進めていく道を探れればと思うので、よろしくお願ひしたい。

(山本内閣府特命担当大臣)

研究開発法人の運用改善をどうしていくのかという質問があったが、まさに今、独法改革の中で、これは稲田大臣の担当だが、研究開発法人全体も第4類型ということで見直しをする。しかし、その中でそれが2階だとすると、我々は別法で3階をつくるということなので、今、会長がおっしゃったように2階の部分をまずどのように整理するのか。2階をかなりきれいに整理しないと3階も乗らないと思うので、2階に何を乗せて3階に何を乗せるのか、これはこれから各省としっかりと議論していかなければならない。日本経済再生本部の力、甘利大臣のお知恵も借りなければならぬと思うが、総務省や行革事務局としっかり話し合いながら、そこをまさにつくっていかなければならないと思っている。榊原議員御心配のとおり運用改善がしっかりできるような中身の法案にしていくように、そこはしっかり議論してまいりたい。

(榊原主査)

独法のルールの中には、研究開発法人に相当制約となるようないくつかのルールがあると思うので、そこはぜひ研究開発法人がやりやすいようなルールに改定

するということで、ぜひ頑張っていたきたい。

(川上文部科学省科学技術・学術政策局長)

競争的資金も含めて、ドイツを参考にして研究環境を再構築していくというのは、基本的には文科省としても賛成である。本日提出している資料も、先程橋本議員からほとんど方向性が同じと御評価をいただいているように、考え方に齟齬はないが、日本の場合にはドイツに比べると大学の規模が大きく、大学に特に優秀な研究者がたくさんいるという実態もあり、そういった大学の力も使いながら研究開発法人が産業界との間に入って、その規模に応じたしっかりとした役割を担っていくということも必要であると思っている。

また、競争的資金については、先程の説明資料の中でいろいろ申し上げているが、まず基礎的な経費である科研費については抜本的な改革をし、いわゆる個人の研究者の自由な発想に基づくシーズを生み出すという点で、きっちりとした運用ができるようにしていく。その代わりに、それを国家レベルに引き上げていく過程における例えば JST の戦略事業などについては、その役割をはっきりするように制度改革をし、また、データベースを整えることによって、その成果がしっかりと引き継がれるようにしていくという根本的な改革を進めていくことにしている。

(橋本議員)

今、川上局長からお話があったように、今回の文部科学省の資料も経済産業省の資料も、大学の役割がかなり出ている。大学と言っても主に大学院だと思うが、今までの科学技術政策においてはなかなか大学、大学院のことを正面から取り扱ってこなかったのが、今回の提案はかなりそこにぐっとシフトしていると思うので、ぜひともよろしく願いたい。

(市川内閣官房行政改革推進本部事務局次長)

先程運用改善について山本大臣から御説明があったとおりで、年末の閣議決定の中で、今回の独法改革においては、独法のそれぞれの業務の特性を生かすような形で運用の柔軟化を図ることが基本的な考え方として取り入れられ、かつ、研究開発法人については1ページを割いて運用改善の具体的な方法について書いている。

例えば、研究開発に係る物品及び役務の調達に関する契約については、一般競争入札が原則だが、随意契約ができる場合を具体的に明示して、各法人に随意契約が可能な場合をきちんと書き込んだ会計規定をつくってもらうとか、そういう方針を書き込んであり、今、この具体的な運用改善の中身については総務省中心に検討をしているところである。

(赤石日本経済再生総合事務局次長)

それでは、最後に甘利大臣からまとめの御発言をいただきたいが、その前に大臣の御指示に基づいて、資料を配付させていただく。

(資料配付)

それでは、最後に甘利大臣から取りまとめの発言をお願いしたい。

(甘利大臣)

本日は大変活発な御議論をいただき、感謝申し上げます。

まず、科学技術イノベーション分野のフォローアップを行ったが、成長戦略に盛り込まれた各項目においては、本日の民間議員からの指摘を踏まえ、各府省において取組を加速していただきたい。特に研究開発法人については、まだ関連法案が未提出であるが、成長戦略に記載された事項を間違いなく反映させるとともに、運用で改善が必要な事項についても、並行して具体的な改善方策を明らかにしていただきたい。

また、今後の検討方針への対応状況についてだが、橋本議員から重要な検討課題が示された。本日の議論を踏まえて、年央の成長戦略の改定に向けて検討を加速したい。

我が国から常にイノベーションが生まれるようにするため、大学・大学院と公的研究機関、民間企業相互の有機的連携を強化し、技術シーズの実用化を強力に推進するための改革を行う必要がある。このため、ただ今配付した資料に基づいて、我が国のイノベーションナショナルシステムに関し、大学研究者及び大学院生の公的研究機関への受入れ、橋渡しのための企業からの受託研究の受入れ強化、橋渡しのためのファンディング機関の改革、技術シーズ創出力の強化、さらにはイノベーションを担う人材の育成流動化などについての検討を行いたいと考えている。

ナショナルシステムの検討では、総合科学技術会議を担当する山本大臣と密接に連携を図り、文科省、経産省にも積極的に御協力をいただき、4月中旬に改革の方向性を取りまとめたい。

(以上)